

逗子市避難行動要支援者避難支援計画

【概 要 版】

平成29年1月（改訂版）

逗子市避難行動要支援者避難支援計画策定の背景

平成16年7月、新潟、福井、福島で発生した豪雨災害を契機に、災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性が認識されるようになりました。

このことを踏まえ、国は平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定しました。

神奈川県は、平成8年に策定した『災害時における要援護者支援マニュアル作成指針』の見直しを平成18年度に行いました。

逗子市は、平成19年8月に「逗子市災害時要援護者支援制度実施要綱」を策定し取り組みを始めましたが、避難行動要支援者情報の共有・活用ができていないため、提供している名簿の発災時の活用が難しいこと、避難行動要支援者の避難支援体制が具体化されていないこと、支援制度への登録率が約2割と低いことなど多くの課題がありました。

このような課題を解消するため、平成24年7月に庁内で「連絡協議会」を、平成25年5月に市民や事業者や障がい者等の団体をメンバーとした「懇話会」を立ち上げて、避難行動要支援者に対する避難支援体制について検討してまいりました。

また、平成25年6月に「災害対策基本法」が改正され、その中で、避難行動要支援者名簿作成に際し必要な個人情報を利用できること、避難行動要支援者本人からの同意を得られれば平常時から関係者に名簿情報の提供ができることなどが盛り込まれました。

このような背景により、平成26年3月に「逗子市避難行動要支援者避難支援計画」を策定いたしました。

なお、「避難行動要支援者」という用語は、このたびの災害対策基本法の改正の中で用いられている用語で、国は、従来の「災害時要援護者」に変えて今後使用していくということであり、逗子市もそれに倣って使用することにいたしました。

1 基本的な考え方

●目的

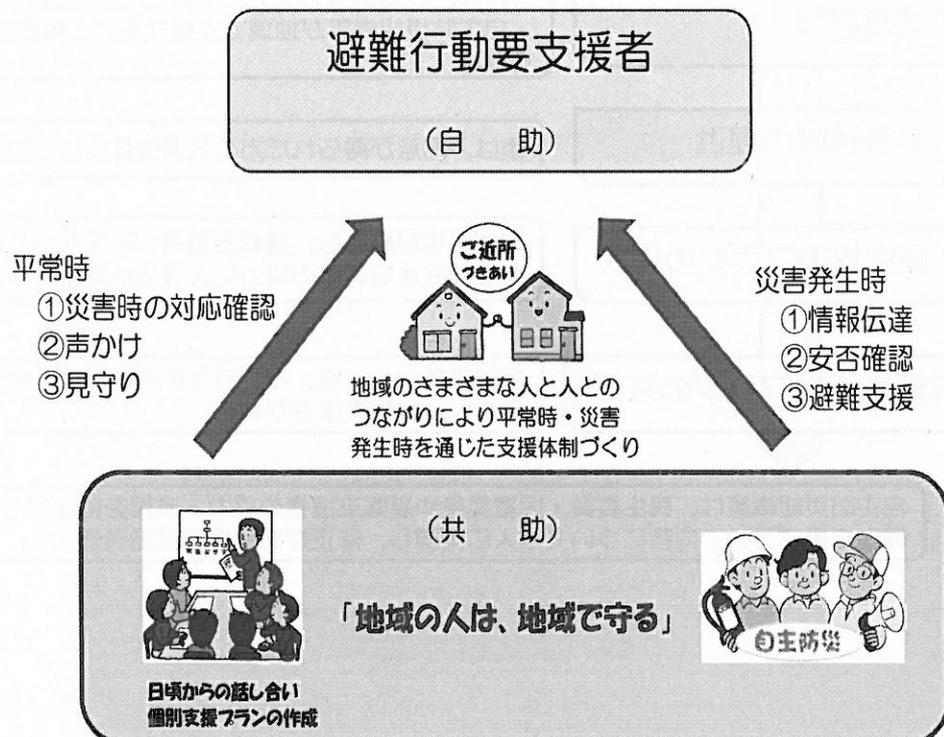
災害が発生又は発生するおそれがある場合に、一人で避難することが困難な方の避難を支援するためには、日頃から支援を必要とする人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「個別支援プラン」を策定していく必要があります。

逗子市避難行動要支援者避難支援計画は、逗子市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたもので、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的としています。

●基本的な考え方

避難行動要支援者の避難支援については、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織等による組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実におこなわれることが重要となります。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人は、地域で守る」を基本とし、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められています。



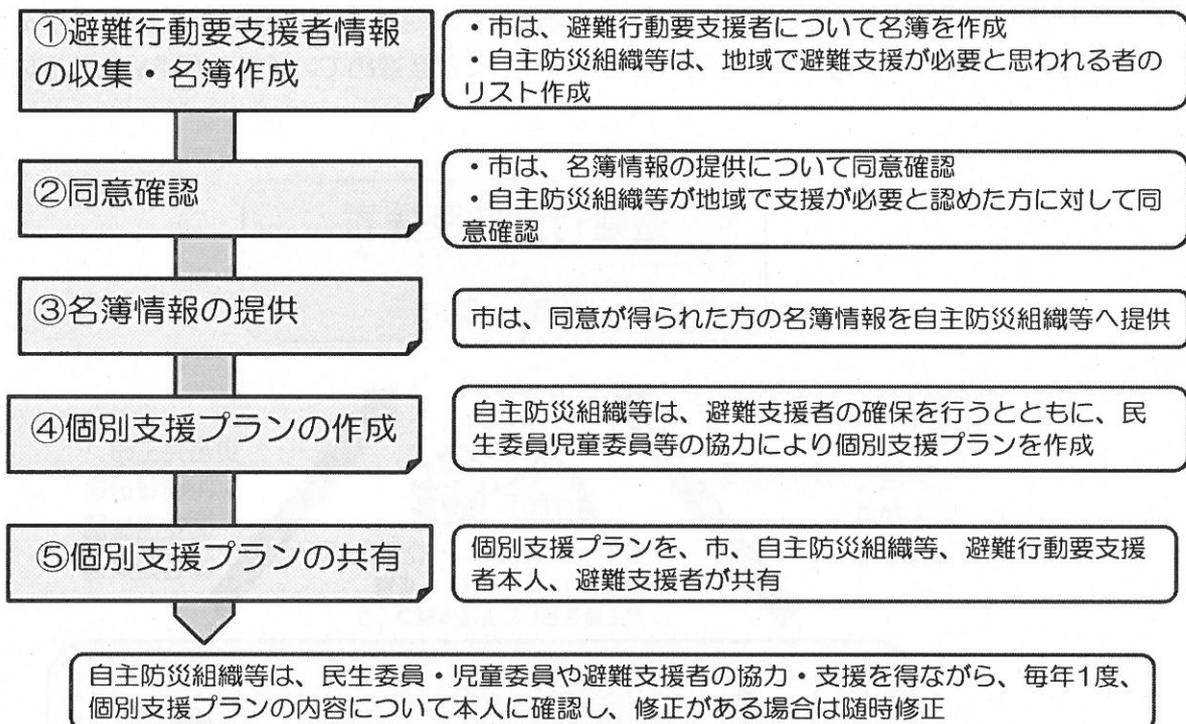
2 個別支援プランの作成

● 避難行動要支援者の定義

次の基準に該当する者を避難行動要支援者とします。

- ① 要介護認定結果が要介護3以上でかつ、ひとり暮らしの高齢者
- ② 身体障害者手帳を所持している者のうち「肢体不自由（1～2級）」の者
- ③ 身体障害者手帳を所持している者のうち「聴覚障害・平衡機能障害」の者
- ④ 身体障害者手帳を所持している者のうち「視覚障害」の者
- ⑤ 療育手帳Aを所持している者
- ⑥ 精神保健福祉手帳1級を所持している者
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 乳幼児（3歳以下）
- ⑨ 日本語の理解が十分でない外国人
- ⑩ 地域が災害発生時に支援が必要と認められた者
- ⑪ 上記①から⑨に準じる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

● 個別支援プランの作成の流れ



① 避難行動要支援者情報の収集・名簿作成

- ・ 市は、避難行動要支援者の情報を収集し、「避難行動要支援者名簿」を作成します。
- ・ 自主防災組織等は、日頃の活動等を通じて、また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体（以下「避難支援関係者」という。）の協力を得て、地域において支援が必要な方の情報を収集し「避難行動要支援者リスト」を作成します。

② 同意確認

- ・ 市は、避難行動要支援者名簿登載者に対して、制度の趣旨及び自主防災組織等への名簿情報提供についての理解を得るとともに「個別支援プラン作成のために個人情報を提供する同意届」（以下「同意届」という。）（別紙1）を送付するなどして同意確認を行います。
- ・ 自主防災組織等は、民生委員・児童委員等の協力を得て、地域が把握した避難行動要支援者を訪問するなどして、制度の趣旨を説明し名簿情報の提供について理解を得るとともに同意確認を行い、必要事項を「同意届」に記入してもらいます。

③ 名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた方及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した方の名簿情報を、自主防災組織等、消防本部、警察、及び避難支援関係者に提供することができます。

④ 個別支援プランの作成

- ・ 自主防災組織等は、避難支援関係者の協力・支援を得ながら、個別訪問するなどして、本人と具体的な避難支援等の方法について打ち合せ、「個別支援プラン」（別紙2）を作成します。
- ・ 自主防災組織等は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促したり安否確認や避難所までの避難を支援する「避難支援者」を、可能な限り隣近所から探し協力を求めます。避難支援者は、可能な範囲で一人に対して複数定めるものとします。

⑤ 個別支援プランの共有

個別支援プランの原本は自主防災組織等が保管し、副本は、市、避難行動要支援者本人及び避難支援者が共有します。

3 日ごろの備え

- 地域における避難支援体制の整備

- ・ 自主防災組織等は、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりを行うなど、地域ぐるみの避難体制の整備に努めます。
- ・ そのため、自主防災組織等や避難支援関係者が顔を合わせ、避難行動要支援者の存在を把握し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、地域での防災訓練の実施などについて検討することが必要です。

- 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される緊急情報等に基づき、事前に避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとします。



4 災害発生後の対応

- 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施
 - ・ 避難支援者は、まず自分や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かいます。
 - ・ 情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に実行します。災害情報の伝達は、避難行動要支援者の特性に応じた手段により行います。

- 避難支援の実施
 - ・ 避難支援者は、避難が必要と判断したときは個別支援プランに基づき避難支援を行います。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることもあります。人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどしてできる限り安全な対応を行います。
 - ・ 避難支援者は、何らかの理由により支援が実施できないときは、自主防災組織等へ連絡するものとします。また、自主防災組織等においても支援が実施できないときは、災害対策本部へ連絡することとします。

- 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、名簿情報提供の同意の有無にかかわらず、名簿情報を公開し安否確認や避難支援に活用します。



個別支援プラン

年 月 日作成

(高・障・妊・乳幼・外・他)

自主防災組織等

住所	逗子市		電話	
			FAX	
ふりがな 氏名			携帯	
			メールアドレス	
生年月日	年	月	日	性別 男・女
災害時に配慮しなくてはならない事項	<p>あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい）</p> <p><input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい</p> <p><input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない</p> <p><input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳幼児（ 人）保護者</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>• <input type="checkbox"/> 避難勧告などが出た場合情報を伝えてほしい</p> <p>• コミュニケーション</p> <p><input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 手段があればできる <input type="checkbox"/> どんな手段を用いても理解できない</p> <p>• コミュニケーションに必要な手段</p> <p><input type="checkbox"/> 大きな声 <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 絵カード・写真 <input type="checkbox"/> ジェスチャー</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>• <input type="checkbox"/> 避難する時に誰かに介助して欲しい</p> <p><input type="checkbox"/> 支えが必要 <input type="checkbox"/> 杖・歩行器所持 <input type="checkbox"/> 車いす所持</p> <p><input type="checkbox"/> 所持していない（手段： ）</p>			
家族構成	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 日中ひとり <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> 障がい者のみ <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 乳幼児のいる世帯 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
普段いる部屋			寝室の位置	
緊急連絡先	ふりがな 氏名（団体名）		連絡先	電話
	住所			FAX
	本人との関係			携帯
				メールアドレス
緊急連絡先	ふりがな 氏名（団体名）		連絡先	電話
	住所			FAX
	本人との関係			携帯
				メールアドレス

避難 支援者	ふりがな 氏名(団体名)	連絡先	電話	
	住所		FAX	
	本人との関係		携帯	
避難 支援者	ふりがな 氏名(団体名)	連絡先	メールアドレス	
	住所		電話	
	本人との関係		FAX	
避難 支援者	ふりがな 氏名(団体名)	連絡先	携帯	
	住所		電話	
	本人との関係		FAX	
避難 支援者	ふりがな 氏名(団体名)	連絡先	携帯	
	住所		電話	
	本人との関係		FAX	
避難場所等情報		※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など		

上記情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、逗子市に報告することを了承します。

年 月 日 氏名 _____

代理の方が記載する場合は、次の破線内にも記入をお願いします。

代理人住所		代理人氏名	
本人との関係		連絡先	

発行月	版数
平成 26 年 3 月	初版発行
平成 29 年 1 月	第 2 版発行

